

八王子市中小企業次世代人材確保支援条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市条例第 27 号

八王子市中小企業次世代人材確保支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、次世代の市内経済を担う若者に対し奨励金を交付することにより、市内中小企業における人材の確保を支援し、もって地域の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ナビ掲載中小企業 はちおうじ就職ナビ（市が運営する市内企業を紹介するウェブサイトをいう。）に掲載している中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げるものをいう。）その他これに類する法人をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条に規定する各種学校をいう。

(奨励金の交付対象者の要件)

第 3 条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 大学等を卒業した日の属する月の翌月の 1 日から起算して 3 年以内にナビ

掲載中小企業との間で、期間の定めのない労働契約を締結している者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）であること。

(2) 本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されていること。

(3) この条例に基づく奨励金の交付を受けたことがないこと。

（奨励金の交付対象者の認定）

第4条 交付対象者は、あらかじめ市規則で定めるところにより市長に申請し、交付対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の申請は、当該申請に係る労働契約の開始の日から起算して1年以内に行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、交付対象者の認定を行うものとする。

（認定事項の変更の届出）

第5条 前条の認定を受けた交付対象者（以下「交付認定者」という。）は、第3条各号に規定する事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。同条第1号又は第2号の要件を満たさなくなった場合も、同様とする。

（奨励金の額及び交付時期）

第6条 奨励金の額は、交付認定者1人につき10万円とし、市規則に定める時期に2回に分割して交付する。

2 交付認定者は、市規則で定めるところにより、交付の時期ごとに、市長に対し申請をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、予算の範囲内において奨励金の交付の決定を行うものとする。

（奨励金の交付要件）

第7条 奨励金の交付要件は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項の規定による申請をしようとする日（以下「交付申請日」という。）において、第4条の認定に係るナビ掲載中小企業との労働契約が継続

していること。

(2) 交付申請日において、第4条の認定を受けた日から継続して本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前条第1項の規定により分割して交付する奨励金のうち2回目の交付に係る交付申請日においては、第4条の認定に係るナビ掲載中小企業との労働契約締結後に納付義務が発生した市民税について滞納がないこと。

(認定の取消し等)

第8条 市長は、交付認定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者の認定又は奨励金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付対象者の認定又は奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第3条第1号若しくは第2号に掲げる要件に該当しなくなったとき、又は前条の交付要件を欠いていたことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて当該奨励金の返還を命ずることができる。

(市の事業への協力)

第9条 交付認定者は、市が行うこの条例に係る調査その他この条例に関連する事業に協力するよう努めなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。